

### 新原の井戸水涸渇事件(4)

#### 海軍炭鉱・国鉄炭鉱の遺跡群(21)

海軍炭鉱操業による新原地区の井戸水の涸渇事件は、民間側が被害住民↓須恵村↓糟屋郡長↓福岡県知事のルートで、海軍側が新原採炭所長↓佐世保鎮守府長官↓海軍大臣のルートで、それぞれ上部へと問題が移されたため、多くの関係史料が残されました。(1) (3) ではその一部を利用しながら経過を追い

ましたが、採炭所長は海軍操業前の民間の採掘跡を問題にしました。そのため、新原での採掘跡を記録した図

面が残されています(別図)。江戸時代の石炭採掘は農閑期の農民の副業で福岡藩ではその採掘現場を「石丁場」と呼んでいました。

海軍は結局、責任を認め、井戸水の涸渇と稲田の亀裂という被害に、賠償金を出したのですが、ここでは、佐世保鎮守府長官の意見を引用して、その背景を見ておきましょう。

明治二十六年二月十四日付、佐世保鎮守府司令長官男爵井上良馨から海軍大臣子爵仁礼景範宛て、「新原

村井水涸渇事件処分意見」にこうあります。

新原村井水涸渇ノ件ニ付、客月二十三日、福岡県庁ヨリ粕屋郡民ヲ本府へ出張セシメ、井水涸渇ノ要償トシテ凡三千円ヲ村民ニ下附セラ、ニ於テハ、村民ヲ説諭シテ承諾セシム可シト云フノ意ヲ以テ、協議趣候ニ付、翌二十四日参謀長ヲ新原ニ派遣シ、篤ト其実況ヲ取調べサセ候処、該村井水ノ量ヲ減ジ始メタル

ハ、客年夏期ノ頃ニシテ、其当時ヨリ村民総代并ニ村長等、屢々採炭所ニ就キ井水涸渇救助ノ事ヲ情願協議セシ事有之。而シテ村民等ノ情願ハ採炭所長計画ノ如ク、二、三ヶ所ノ井戸ヲ新掘スルノミニテハ用水ノ需用ニ不便ナルヲ以テ、凡ソ五ヶ所ノ井戸ヲ掘リ、石造ノ水道ヲ毎戸ニ布キ、且ツ井水ヲ水道ニ汲込ム為メ、水汲人足賃トシテ一日金壹円五拾銭ノ割ヲ以テ、此レニ相当スル元金(年五分ノ利足ニテ壹万八百円)ヲ一時ニ下渡シ、之レヲ保管シ、其利足ヲ以テ水汲人足賃ニ充テ、他日鉱業ヲ終リ、井水復旧スルヲ待テ、其元金ヲ返還セント云フニアリ。(略)

村民の意見は、救済のための基金を設置し、将来に備えてほしいということでしょう。これに対し、新原採炭所長の意見は三ヶ所の井戸の新掘、鉱業中に限り毎年百円から二百円の配水費用で足る、というもので、村民の意見とは隔たりがありました。ところが海軍側には焦りがあつたようです。

以上ノ如ク井水涸渇救助ニ関シテハ、官民ノ間其協議纏マラズシテ、遷延今日ニ至リタル次第ニ候得共、本件ニ就テハ到底官ニ於テ之レガ救助ヲ為サ、ル可カラズ。若シ其処置宜シキヲ得ザルニ於テハ、鉱業条例第五十九条ノ制裁ニ拠リ、鉱業ヲ停止スルノ止ムヲ得ザル場合ニ立至リヤモ計ラレズ。果シテ斯ノ如キ場合ノ生スル如キアラバ、多額ノ金員ヲ費シテ浚掘シタル坑口モ、空敷廢

絶シテ再び回復ノ途ナキニ至ル可シ。

明治二十三年九月公布の鉱業条例第五十九条とは次のようなものです。

第五十九条 鉱業上ニ危険ノ虞アリ、又ハ公益ヲ害スト認ムルトキハ所轄鉱山監督署長ハ鉱業人ニ其ノ予防ノ命ジ又ハ鉱業ヲ停止スベシ

所轄鉱山監督署長ニ於テ鉱業ヲ停止セントスルトキハ其ノ猶予シ難キ場合ヲ除クノ外ハ農商務大臣ノ認可ヲ経ベシ

つまり、第五十九条の「公益ヲ害ス」に該当する場合は「鉱業ヲ停止」する事態も想定されたのです。海軍としては「多額ノ金員ヲ費シテ浚掘シタル坑口」が廃絶する事態は何としても避けねばなりませんでした。

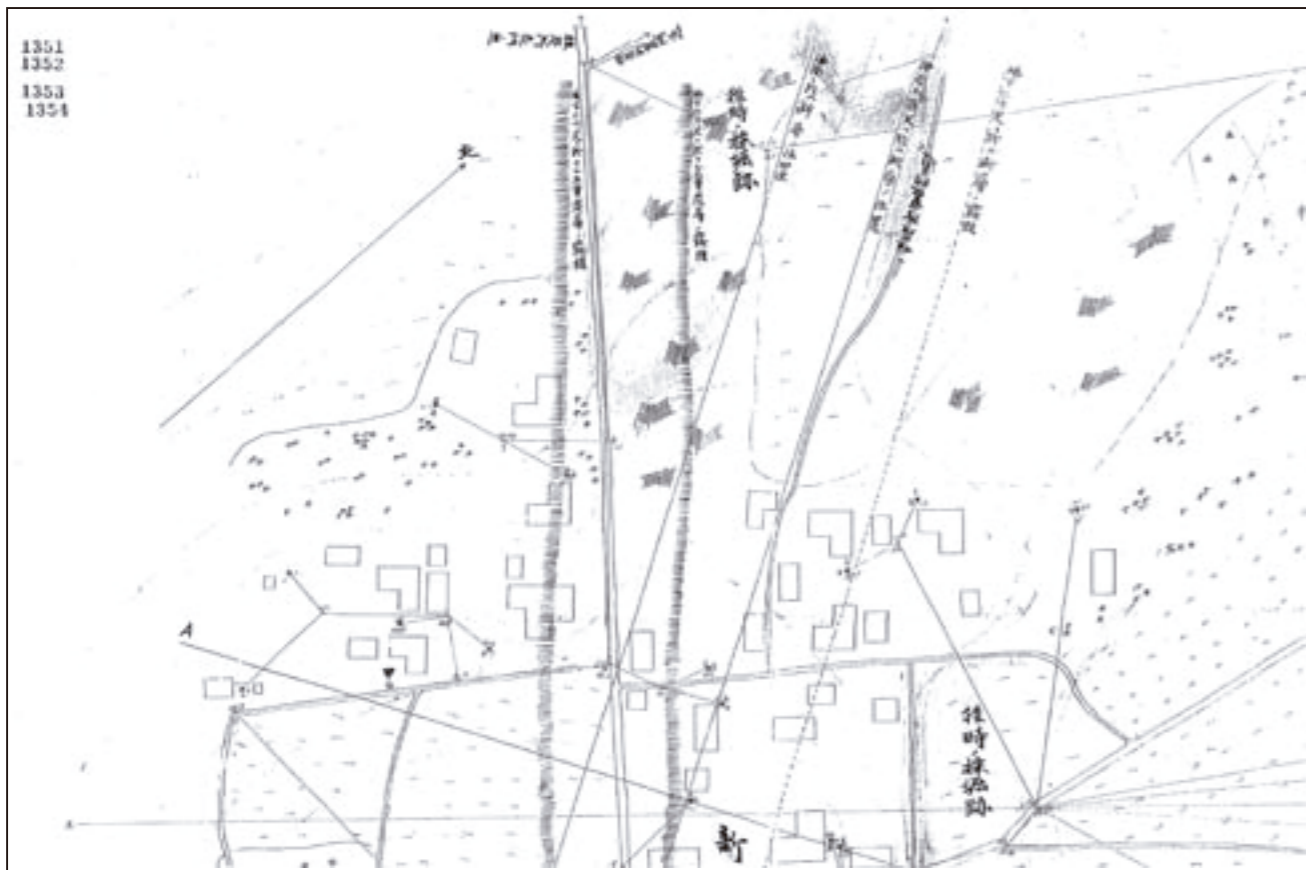


図 海軍炭鉱操業前を示す「往時ノ採掘跡」

【JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C06091024300 第23画像目、明治27年 公文備考 土地营造外国人巻15】